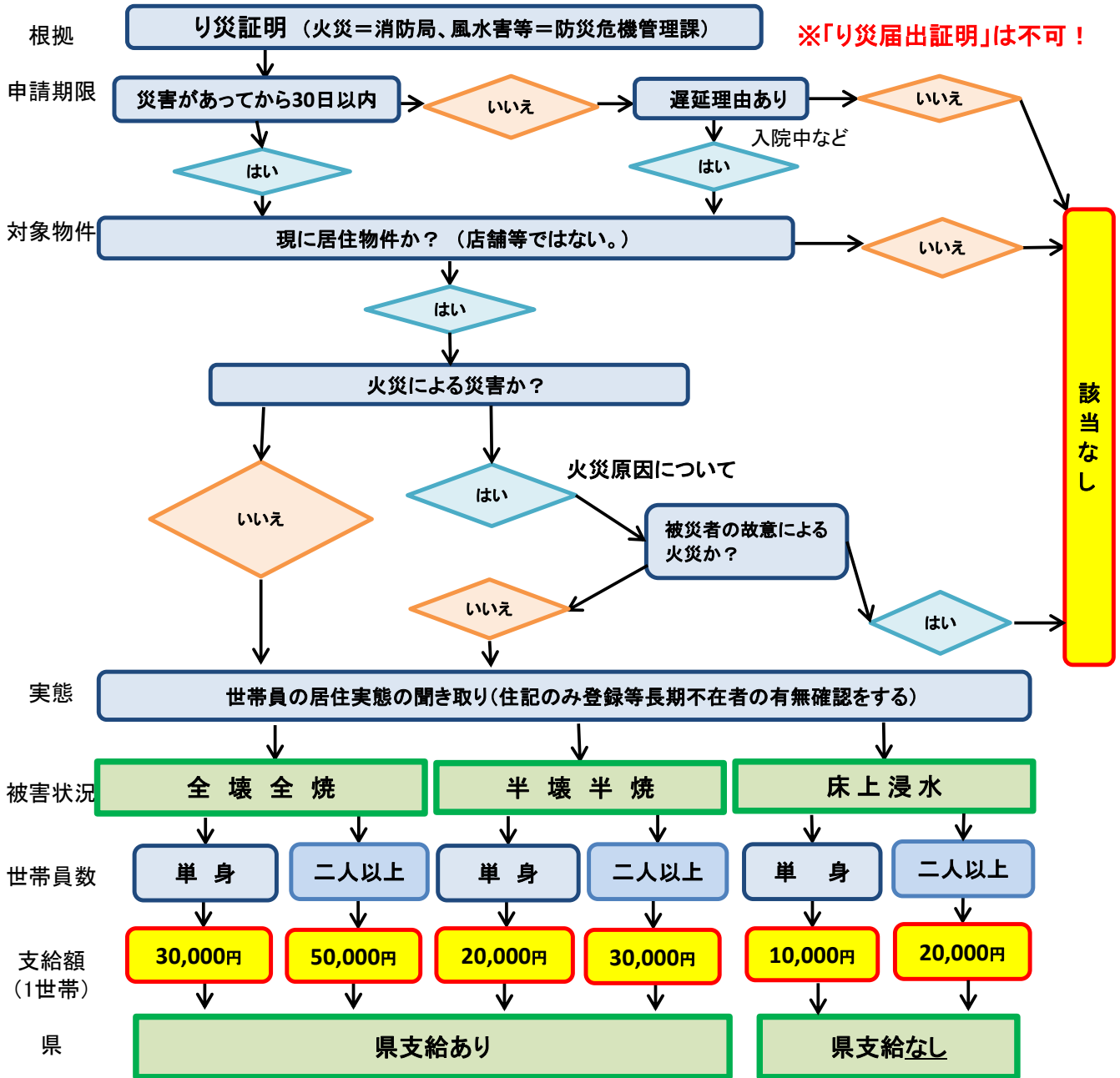


那覇市災害見舞金支給フローチャート



死亡者の遺族 → **死亡者一人につき 100,000円**

- 遺族の範囲(要綱第5条)
 - 配偶者、子、父母、孫、祖父母
 - 上記1の遺族がいない場合は、死亡者と同居もしくは生計が同じだった兄弟姉妹
- 支給の順位

死亡者の死亡当時に、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先に支給
 (詳細については要綱第5条)

重傷者 → **一人につき 50,000円**

重傷者: 火災、風水害などの災害で負傷し、1か月以上の治療を要する者

必要書類

【火災、風水害】

- り災証明書(原本)
- 世帯主名義の預金通帳 (表紙と見開き写しコピー)
- 現住所が確認できるもの(窓口確認用) (免許証等、公的機関が発行しているもの)
- 火災以外の全壊・半壊は被害状況が確認できる写真(床上浸水は写真不要)

【火災、風水害による死亡】

- ①~③
- 死亡届(市民課発行)
- 戸籍謄本

【火災、風水害による重傷】

- ①~③
- 診断書(1か月以上の治療を要することが確認できる内容が記載されていること)